

(平成20年度変更)

会津地域森林計画書

(会津森林計画区)

計画期間 自 平成19年 4月 1日
至 平成29年 3月 31日

福 島 県

会津地域森林計画の主な変更内容

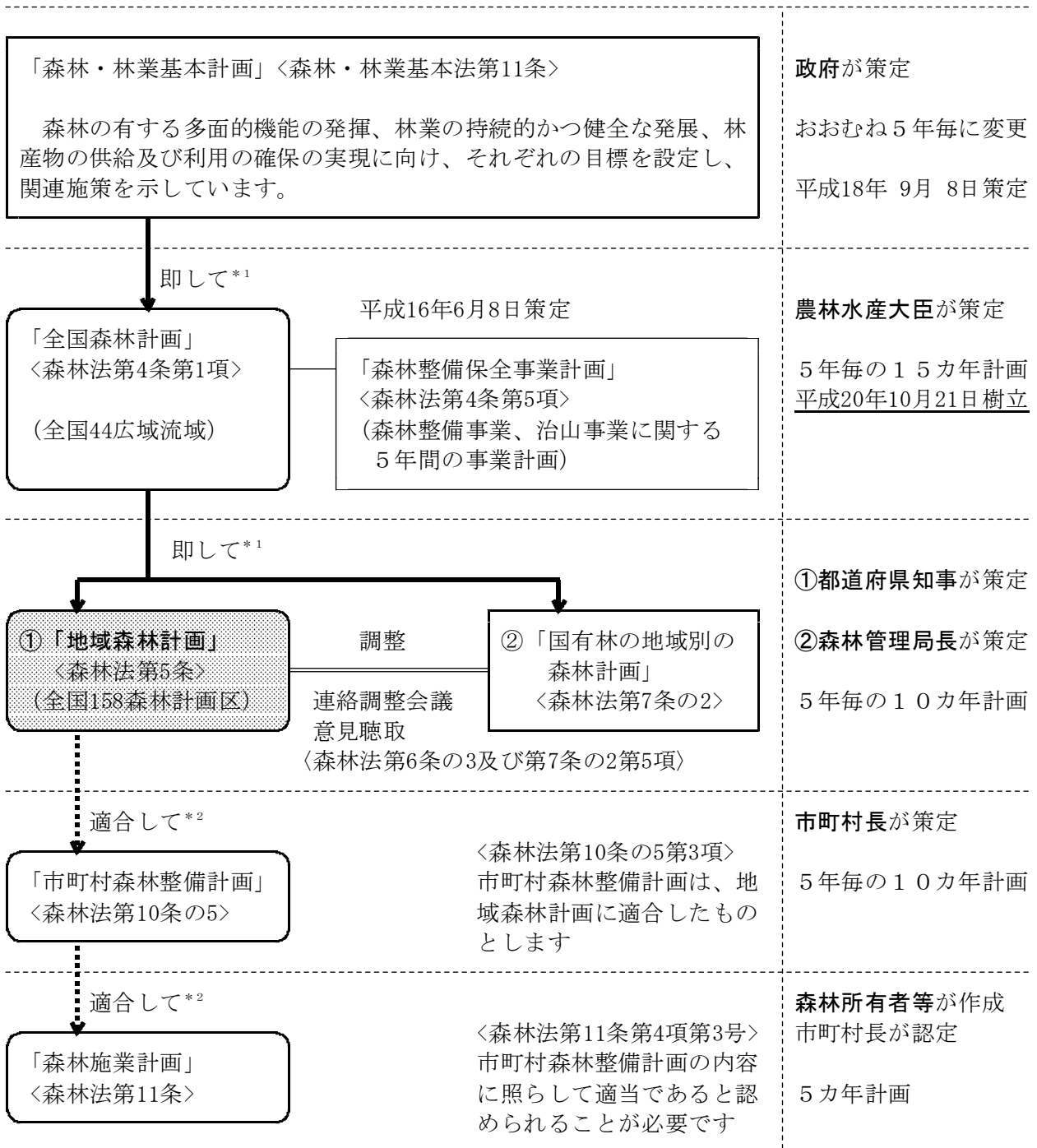
変 更 内 容	反映箇所
<p>(1) 伐採計画量については、県内人工林の壮齢、高齢化や国産材需要の高まりを考慮するとともに、新たな全国森林計画に示された目標等の考え方に即すよう計画した。また、林地の保全及び公益的機能を重視した伐採に努めるため、具体的な留意点を追加した。</p>	<p>Ⅲ－２－（２） Ⅲ－３－（１） Ⅲ－３－（２）</p>
<p>(2) 育成単層林については、森林の有する多面的機能の発揮や、さらには、地球温暖化防止に資するため、若齢林分の保育・間伐に加え、今後増加していく高齢林分の間伐や、育成複層林施業への転換をより推進する計画とした。</p>	<p>Ⅲ－２－（２） Ⅲ－３－（２） Ⅲ－５－（１） Ⅲ－５－（２）</p>
<p>(3) 伐採後の適確な更新を図り、森林資源の保続を考慮する観点から、伐採に見合う造林量を計画した。</p>	<p>Ⅲ－２－（２） Ⅲ－４－（２）</p>
<p>(4) 林道の計画量は、全国森林計画の目標数量、関係市町村の要望状況、融雪や豪雨等の災害状況を踏まえ計画した。 なお、(独)緑資源機構廃止に伴い、緑資源幹線林道の計画を見直した。</p>	<p>Ⅲ－７－（２）</p>
<p>(5) 尾瀬国立自然公園の指定に伴い、施業の制限を受ける森林について変更した。</p>	<p>Ⅲ－１３－（１）</p>
<p>(6) その他、新たな全国森林計画の策定内容に即すよう、計画を見直した。</p>	

□ 森林計画制度について

森林は、一度荒廃すれば長期にわたりその機能が損なわれることから、総合的・長期的な視点に立ち、適切に管理・育成する必要があります。そのため、森林法に基づく森林計画制度が設けられています。また、森林の恵みは広域に及ぶ一方で、管理・育成は個々の森林の現況に応じ実施する必要があります。そのため、森林計画制度は、国・県・市町村・森林所有者等相互に整合を図る体系となっています。

地域森林計画とは

森林法第5条に基づき、知事が全国森林計画に即して、各森林計画区の民有林について5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画において計画事項を定めるに当たっての指針となるものです。



* 1 即して : 基本的に一致しなければならない。

* 2 適合して : ある程度幅を持って判断する。

全国森林計画と地域森林計画の計画期間対応表

○旧全国森林計画（計画期間15年）

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
平成15年度樹立 全国森林計画 (平成16～30年度)	← 前期5年					中期5年					後期5年 →					

○新全国森林計画（計画期間15年）

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
平成20年度樹立 全国森林計画 (平成21～35年度)						← 前期5年					中期5年					後期5年 →					

○地域森林計画（計画期間10年）

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
平成18年度樹立 会津地域森林計画 (平成19～28年度)				← 前期5年					後期5年 →							

目 次

I	計画樹立に当たっての基本的考え方	1
II	地域の概要 ー自然的、社会経済的背景と森林計画区的位置付けー	1
III	計画事項	
1	計画の対象とする森林の区域	2
2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
3	伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	6
4	造林面積その他造林に関する事項	7
5	間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	8
6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	9
7	林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	11
8	森林施業の合理化に関する事項	11
9	森林の土地の保全に関する事項	12
10	保安施設に関する事項	12
11	特定保安林の整備に関する事項	12
12	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	12
13	その他必要な事項	12

別 表

別表 1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	14
別表 2	伐採立木材積	15
別表 3	人工造林及び天然更新別の造林面積	16
別表 4	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	17
別表 5	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき 森林の地区	14
別表 6	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の 種類別の所在及び面積等	14
別表 7	計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	14
別表 8	治山事業の数量	14
別表 9	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	32

I 計画樹立に当たっての基本的考え方

変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

II 地域の概要 ー自然的、社会経済的背景と森林計画区的位置付けー

変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

Ⅲ 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

県内の森林は、年々利用可能な人工林が増加しており、また、これに加え、世界的な木材需要の高まりや木材輸出国における資源政策などを受け、木材輸入量が減少してきていることから、今後、県産材の需要拡大による森林伐採面積の増加が予想されます。

このような状況下において、木材資源の循環・利用の確保と安全で安心して生活のできる県土の形成を進めるため、森林の伐採に当たっては、公益的機能の維持に十分配慮した方法により行うとともに、伐採後は早期かつ適確な更新を進めることとします。

特に、育成単層林については森林の有する多面的な機能の持続的な発揮や、さらには、地球温暖化防止に資するため、若齢林分の保育・間伐に加え、今後増加していく高齢林分の間伐や、立地条件に応じて育成複層林施業への転換を推進することとします。

また、積雪が多く地質的にもぜい弱な山地が多い地域では、山地災害防止機能の維持増進に配慮し、天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林状態を維持するものとし、また、第三紀層の地質や豪雪地帯など地域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の拡散防止及び被害の抑制に努めるものとし、さらに、脊梁山地帯等の原生的な森林については、その保存に努めるものとし、

こうした事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進するものとし、

なお、森林の整備及び保全の目標となる、森林の有する機能毎の望ましい森林資源の姿は、表1のとおりです。

※下線部が変更箇所。以下、同じ

イ 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するものとし、

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、地域特性、森林資源の状況、自然的条件、社会的要請等を総合的に勘案の上、森林をそれぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する

「森林と人との共生林」、木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分し、この区分を踏まえ、育成単層林における間伐等の適切な実施など、保育の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害被害及び野生鳥獣被害の防止対策の推進、花粉の少ないスギ品種等への転換などスギ等の花粉発生の抑制対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとします。

なお、これら区分毎に望ましい森林資源の姿に誘導していくための、森林整備及び保全の基本的な考え方は、表2のとおりです。また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着を図るとともに、施業の集約化に努めるものとします。

※ウ、(3)、表1、表2については、変更なし。

(平成19年度変更地域森林計画書のとおり)

表3 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分	現 況	計画期末	参 考 (H14.4.1現在)			
			水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	
面 積	育成単層林	53,784	<u>53,227</u>	44,263	1,308	8,129
	育成複層林	7,159	<u>7,863</u>	5,494	1,244	434
	天然生林	170,678	<u>170,108</u>	146,496	5,128	18,880
森林蓄積(m ³ /ha)		153	<u>213</u>			
林道整備率(%)		57.4	<u>65.8</u>			

注)1 表中には、未立木地・竹林・更新困難地等は計上していません。

注)2 「林道整備率」は、「林道網整備計画」(平成10年策定)に対する進捗率です。

注)3 育成単層林、育成複層林及び天然生林においては、以下の施業が実施されます。

育成単層林	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為 ^{※1} により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)
育成複層林	森林を構成する林木を択伐 ^{※2} 等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層 ^{※3} を構成する森林(施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)
天然生林	主として天然力を活用 ^{※4} することにより成立させ維持する施業(天然生林施業)。この施業には、県土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。なお、天然生林は、未立木地、竹林等を含んでいる。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものです。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き切り)することです。

※3 「複数の樹冠層」は、林齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるものです。

※4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするものです。

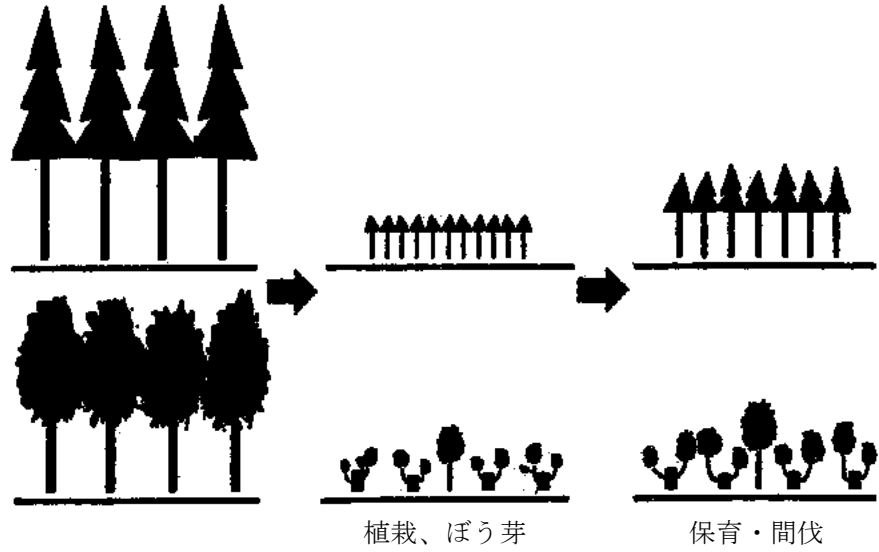
注)4 「参考」は、市町村森林整備計画において区分された森林の区域を森林簿に反映し、算出したものです。

(参考)

育成林…植栽の有無に係わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林

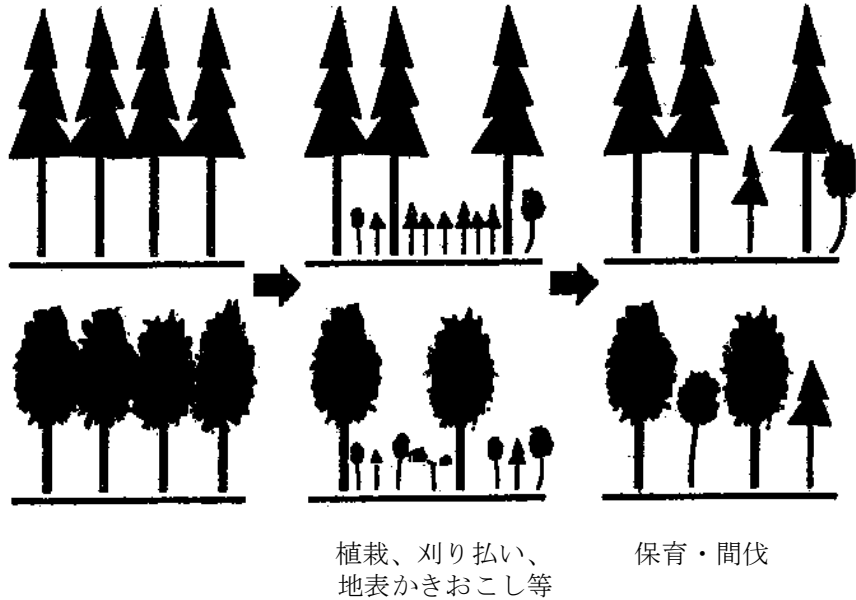
育成単層林

林木の一定のまとまりを一度に全部伐採

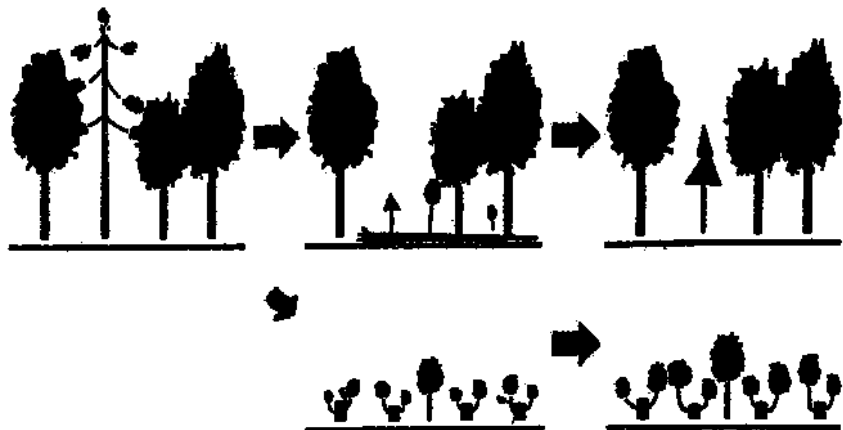


育成複層林

択伐等により部分的に伐採



天然生林…主として天然力の活用により、保全管理する森林



3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

変更なし。(平成19年度変更地域森林計画書のとおり)

ア 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林の構成等を勘案して定めるものとします。1箇所当たりの伐採面積は、保安林等制限林についてはその制限の範囲内とし、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所あたりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模におさえるとともに伐採箇所についても分散を図るものとします。

具体的には、水土保持林においては、伐採面積の縮小、モザイク的な配置に努めるとともに、尾根、斜面中腹、溪流沿い、林道沿線等を主体として保護樹帯を設けることとします。また、森林と人との共生林においては、自然環境の保全または保健文化機能の維持増進を図るため、択伐を基本とした施業によることとし、資源の循環利用林においては、伐採箇所の配置や搬出の方法及び搬出路の選定に関し、林地の保全や公益的機能の発揮に十分配慮した伐採に努めるものとします。また、造林地を寒風害等の諸被害から保護するため、保護樹帯を積極的に設置するものとします。

森林の施業方法毎の指針は次のとおりです。なお、立木の伐採(主伐)の標準的な方法は、立木の伐採(主伐)を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものです。

(ア) 育成単層林施業

変更なし。(平成19年度変更地域森林計画書のとおり)

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとし、連続して伐採を行う場合は、保護樹帯を設定するか又は隣接する林分がうっ閉後に伐採することを原則とします。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとします。

※b、c、(イ)～(エ)、イについては変更なし。(平成19年度変更地域森林計画書のとおり)

(2) 伐採立木材積

全国森林計画の計画量を基本として、森林資源の構成状況、伐採傾向並びに造林計画量を因子として生産量を予測し、木材生産実績を勘案して次のとおり計画しました。なお、市町村毎の伐採立木材積については、別表2のとおりです。

単位 材積：千m³

区分	総数	主伐	間伐
針葉樹	<u>1,422</u>	<u>424</u>	<u>998</u>
広葉樹	<u>466</u>	<u>466</u>	—
計	<u>1,888</u>	<u>890</u>	<u>998</u>

(3) その他森林の立木竹の伐採に必要な事項

変更なし。(平成19年度変更地域森林計画書のとおり)

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

変更なし。(平成19年度変更地域森林計画書のとおり)

ア 造林樹種に関する指針

変更なし。(平成19年度変更地域森林計画書のとおり)

イ 造林の標準的な方法に関する指針

変更なし。(平成19年度変更地域森林計画書のとおり)

(ア) 人工林の植栽本数

変更なし。(平成19年度変更地域森林計画書のとおり)

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

※ a、b、cについては、変更なし。(平成19年度変更地域森林計画書のとおり)

d 伐採跡地の更新をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあつては、伐採後原則として2年以内に更新するものとします。ただし、択伐による伐採の場合は、おおむね5年を超えない期間内に更新するものとします。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法の指針

変更なし。(平成19年度変更地域森林計画書のとおり)

エ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木が存在しない森林や種子を供給する母樹が存在しない森林等であつて、気候、地形、土地条件、周囲の森林の状況等により天然更新が期待できないものについては、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として市町村森林整備計画において定めるものとします。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

全国森林計画の計画量を基本として、森林資源の構成状況及び造林実績を勘案して次のとおり計画しました。なお、市町村毎の造林面積については、別表3のとおりです。

単位 面積：ha

総数	人工造林	天然更新
<u>7,511</u>	<u>1,052</u>	<u>6,459</u>

(3) その他造林に関する必要な事項

変更なし。(平成19年度変更地域森林計画書のとおり)

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

変更なし。(平成19年度変更地域森林計画書のとおり)

ア 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育促進及び林分の健全化並びに利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を参考として地域における既往の間伐の方法を勘案し、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、回数、作業方法、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、間伐を行う際の規範として、市町村森林整備計画において定められるものです。

間伐の標準的な方法

樹種	施業体系 (植栽本数)	間伐時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	2,500本/ha	13	17	23	30	40	<ul style="list-style-type: none"> ・選木は林分構成の適正化を図るよう形質不良木に偏ることなく行うこと。 ・間伐率は地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定する。 ・間伐の時期は左記の林齢を標準とし地況、林況等を考慮し決定する。 ・列状間伐は林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 ・<u>長伐期施業において高齢林分の間伐を実施する場合は、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は概ね10年を目安に行うものとします。</u>
アカマツ	5,000本/ha	17	21	26	32	39	
カラマツ	2,500本/ha	12	16	22	27	35	

※イ、ウについては、変更なし。(平成19年度変更地域森林計画書のとおり)

(2) 間伐立木材積

全国森林計画の計画量を基本として、森林資源の構成状況、伐採傾向並びに造林計画量を因子として生産量を予測し、3の(2)の伐採立木材積に記載のとおり計画量を決定しました。

なお、市町村毎の間伐立木材積については、別表2のとおりです。

※別表2について変更

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

地球温暖化防止や循環型社会の形成に向け、未利用材を含めた間伐材の搬出促進による、建築・土木資材や木質バイオマス等への利用を推進するものとします。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

※（１）～（３）、（参考）については、変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

別記1 公益的機能別施業森林における区域の基準と施業の方法に関する指針

森林の区分	区域の基準	施業の方法に関する指針
(1) 水土保全森林	<p>ダムが集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺に位置する森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林、又は土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防止のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保全林」に区分します。</p> <p>当計画区では、奥羽山脈以西の標高の高い森林、只見川・阿賀野川・伊南川、ダムなどの上流域の森林等が該当します。</p>	<p>水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進するものとします。</p> <p>具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を計画的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとします。</p> <p>特に、森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壌の保全等を特に図る観点から、伐採林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する育成複層林施業の推進を図ることとします。</p> <p>また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層状態の森林への誘導の際には、立地条件等に応じ、広葉樹の導入による針広混交林化を推進します。</p>
① 複層林施業を推進すべき森林	<p>急傾斜地等に位置し、山地災害防止機能を高度に発揮させるため皆伐の回避が望ましい森林であって、森林の齢級構成、林道等の整備状況等からみて複層林施業の実施が必要かつ適切であると見込まれるものについて、天然地形界等を区画して定めるものとします。</p>	<p>当該森林の林齢が標準伐期齢に達した森林について、抜き伐りを実施して下層木を植栽するものとします。</p> <p>抜き伐り後の伐採地については、早期更新を確保するため、抜き伐りの翌年度から2年以内に、市町村森林整備計画において定める標準的な本数を基準とし、抜き伐りに係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとします。また、造林樹種については人工造林すべき樹種を主体として定めるものとします。</p> <p>複層林の造成後は、上層木の生長に伴って、林内の相対照度が低下し下層木の生長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため適時に抜き伐りを実施することが必要ですが、この場合上層木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるように配慮します。</p>
② 長伐期施業を推進すべき森林	<p>溪流や河川沿い等に位置し、水源かん養機能を高度に発揮させるため伐期の間隔の拡大を特に図ることが適切な森林であって、森林の齢級構成、林道等の整備状況等からみて長伐期施業の実施が必要かつ適切であると見込まれるものについて、天然地形界等を区画して定めるものとします。</p>	<p>公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標とするため、主伐は原則として標準伐期齢のおおむね2倍を越える林齢において行うものとします。</p> <p>林木の生長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施することとしますが、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう生長量相当分を間伐するものとします。</p>

森林の区分	区域の基準	施業の方法に関する指針
(2) 森林と人との共生林	<p>日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林、又は、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、県民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を「森林と人との共生林」に区分します。</p> <p>生活環境保全林整備事業の実施区域や、林業構造改善事業等で森林公園を整備した区域等が該当します。</p>	<p>生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進するものとします。</p> <p>具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然共生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、<u>広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ること</u>とします。</p> <p>森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場等として利用される森林については、快適な森林環境や優れた森林景観を保全・創出するため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然共生林施業、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する美的景観を確保する必要がある森林における景観維持のための育成単層林施業等それぞれの目的に応じた施業の推進に努めることとします。</p> <p>また、保健機能森林の設定による森林保健施設の適切な整備と一体となった美しく快適な森林空間を創出するほか、企業等の参画や地域住民と都市住民との連携による里山林等の整備を推進するものとします。</p> <p>都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持ち、よりよい生活環境の維持・創出に不可欠な森林については、立地条件等に応じ、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うものとします。</p>
①特に帯状に残存すべき森林	<p>風害又は霧害を防備する機能の発揮を重視する森林について定めるものとします。</p>	<p>更新に当たっては、特に遮へい性を維持する必要があるため、択伐よりも森林を帯状に保存しつつ行う主伐とするものとします。</p>
②広葉樹等へ転換を必要とする森林	<p>森林の樹種多様性増大の観点から、針葉樹人工林において定めるものとします。</p>	<p>広葉樹の植栽或いは天然更新により樹種の転換を図るものとします。</p> <p>市町村森林整備計画においては、樹種の転換を完了すべき目標年度を併せて定めるものとします。</p>
③特定広葉樹育成施業を推進すべき森林	<p>森林の位置及び構成、地域住民の意向等からみて、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成することが適切な森林において定めるものとします。</p>	<p>特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとします。</p> <p>伐採は、常に特定広葉樹の立木の材積が維持される範囲において行うとともに、特定広葉樹が優勢となる森林を造成・維持するため、特定広葉樹以外の立木の伐採を促進するものとします。</p> <p>天然更新に必要な母樹のない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の適確な更新を図るため、必要に応じ刈り出し、植込み等の更新補助作業を行うとともに、特定広葉樹の適確な生育に必要な保育(芽かき、下刈り、除伐等)を実施するものとします。</p> <p>また、竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行うものとします。</p>

別記2 施業を特定する必要がある森林の区域の基準及び施業の方法に関する指針
 変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

全国森林計画の計画量を基本として、利用すべき森林の状況、林道路網整備計画並びに林道事業実績等を勘案して次のとおり計画しました。なお、市町村毎の数量等については、別表4のとおりです。

単位 延長：m

区 分		路 線 数	延 長
開 設	新 設	<u>90</u>	<u>131,176</u>
	改 築	<u>19</u>	<u>46,642</u>
拡 張	改 良	<u>106</u>	<u>(319)</u> <u>72,799</u>
	舗 装	<u>72</u>	<u>168,090</u>

※（ ）は箇所数

※（3）、（4）については、変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

8 森林施業の合理化に関する事項

変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

(1) 森林施業の共同化の促進

ア 地域における合意形成の促進等

分散している森林の効率的な管理運営等を行うため、会津流域林業活性化センターを中心に、県・市町村・森林組合が森林施業の共同化等について、あらゆる機会を通じて普及・啓発するものとします。その際、長期的な施業委託等が円滑に進むよう施業内容やコストを明示する提案型の施業の普及及び定着を促進するものとします。また、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。加えて、「森林施業計画」に基づく共同の森林施業を促進するため、県・市町村・森林組合が一体となって支援するものとします。

※イ、ウ、（2）、（3）については、変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

(4) 作業路等の整備

路網と高性能林業機械の一体的な組み合わせによる低コスト・高効率の作業システムの整備及びその普及定着を推進するため、路網整備においては、林道等と適切に組み合わせた作業路等の重点的な整備を推進することとします。この場合、高性能林業機械等の走行に用いる作業路等については、近年の路網作設のための技術の向上も踏まえて、できる限り簡易で耐久性のある構造で整備することとします。また、必要に応じて集材を行う際の作業場等森林整備に必要な施設の整備についても推進するものとします。

(5) 流通・加工体制の整備

林産物の利用促進を図るため、会津流域林業活性化センターを中心として、森林所有者、素材生産業者、木材製造業者等による安定的な取引関係の確立を推進し、木材の安定供給体制の構築に努めるものとします。

また、乾燥材や品質性能の明確な木材製品の生産を促進し、県産木材の信頼性の確保を図るとともに、木材関係者、建築設計士、大工工務店等、異業種の連携を促進することにより、消費者のニーズに対応した供給システムの確立を図り、地域の木材の利用推進に努めるものとします。

その際、伐採に当たって森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされたものであることや、持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木製品の利用の普及について関係者一体となって推進するよう努めるものとします。

(6) その他必要な事項

変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

9 森林の土地の保全に関する事項

変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

10 保安施設に関する事項

変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

11 特定保安林の整備に関する事項

変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

12 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）

13 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表9のとおり定めるものとします。

※別表9について変更

※(2)、(3)については、変更なし。（平成19年度変更地域森林計画書のとおり）